

議案第9号

富津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の
制定について

富津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙
のとおり制定する。

平成29年2月24日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）により改正された農業委員会等に関する法律が施行されたことに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、条例を制定するものである。

富津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、富津市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員会の委員の定数)

第2条 農業委員会の委員の定数は、14人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、12人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月14日から施行する。

(富津市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の廃止)

2 富津市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例（昭和47年富津市条例第38号）は、廃止する。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 農業委員会委員の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額	28,000
-------------	----	--------